

# 医療介護総合確保促進法に基づく県計画（介護分）策定のための事業提案要領 （令和6年度計画\_介護従事者の確保に関する事業）

## 1 趣旨

医療介護総合確保促進法に基づく県計画（介護分）の策定にあたり、県内の関係機関・団体から事業提案を募集するものです。

## 2 照会先等

（1）市町村

（2）職能団体等（21 団体、6 養成施設）

青森県医師会、青森県歯科医師会、青森県看護協会、青森県精神保健福祉協会、青森県薬剤師会、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県言語聴覚士会、青森県介護支援専門員協会、青森県介護福祉士会、青森県社会福祉士会、青森県社会福祉協議会、日本認知症グループホーム協会青森県支部、青森県ホームヘルパー連絡協議会、青森県老人福祉協会、青森県老人保健施設協会、青森県国民健康保険団体連合会、青森県老人クラブ連合会、認知症のひと家族の会青森県支部、青森県立保健大学、介護労働安定センター青森支部、県内介護福祉士養成施設

## 3 事業提案の策定

（1）対象事業

別紙1及び2のとおり、**介護分野を対象とした介護従事者の確保に関する事業**とします。

（一覧は令和5年度の対象事業であり、厚生労働省通知により今後変更となることもあります。）

なお、令和5年度で採択された事業についても、事業効果等を考慮し、必要に応じて事業内容や事業費の見直しを行い、改めて令和6年度の事業提案を行ってください。

（2）令和6年度事業の方針

別紙3のとおり。

（3）事業期間

令和6年度に実施する事業を対象とします。

なお、事業計画上、複数年度にわたる場合は、全体計画（事業期間及び全体事業費）を示した上で、令和6年度に実施する部分を提案してください。

#### (4) 事業費

- ・ 事業の実施に要する総事業費（基金充当額＋事業者負担額）を積算してください。また、事業費の積算内訳などの資料を添付してください。
- ・ 事業費に対する基金充当額（補助額）また基金充当割合（補助率）については、従来の補助事業等の類似事業を踏まえ、事業者に一定の負担を求めることを想定しています。特に、特定の事業者の資産形成に繋がる施設・設備整備事業については、原則として事業者負担を求めます。

#### (5) 既存の制度及び補助金等との関係

- ・ 既存の介護報酬や他の補助金等で措置されている事業は対象としません。
- ・ 既存事業で、単に事業者の負担を基金に振り替える事業は対象としません。

#### (6) 留意事項

事業提案に当たっては、次の点を十分検討してください。

- ・ 県全域または地域の介護分野の課題解決に資する事業であるか。
- ・ 計画に反映可能な、具体性、実現性などを備えているか。
- ・ 事業実施の効果を定量的に評価できる指標（アウトプット指標）を設定し、現状値を記載するとともに、目標値を設定しているか。

### 4 事業提案の提出方法

「3 事業提案の策定」を踏まえ、1 提案ごとに『事業提案シート』を作成し、電子メールにより、令和5年9月19日（火）必着で、下記提出先に提出してください。

### 5 提出された提案の取扱い

提案された事業は、関係団体等との調整及びあおり高齢者すこやか自立プラン推進協議会等での協議を経て、計画への反映方策を検討します。

なお、提案された事業の採択の可否（計画への反映結果）については、後日、提案者へ回答することとします。

#### 【担当】

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

介護保険G 福嶋

電 話：017-734-9298

F A X：017-734-8090

e-mail：shota\_fukushima@pref.aomori.lg.jp